



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

◎ 内務省告示第四百二十號

國道ノ路線ヲ規定シ大正九年十二月内務省告示第百二十五號中

左ノ一號ヲ加フ。

昭和十四年八月四日

内務大臣 侯爵 木戸幸一
 特二十九號 愛知縣渥美郡高塚村大字高塚字二ノ驛ヨリ大字西

七根ニ達スル路線

◎ 土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
愛知	愛知縣半田市長	道路	愛知縣半田市字荒子地内	七、一九
長野	長野縣下伊那郡天下條村長	道路	長野縣下伊那郡天下條村地内	〃

神奈川	相模鐵道株式會社	停車場擴張	神奈川縣高座郡新磯村地内	
三重	三重縣知事	道路改良	三重縣一志郡久居町地内	七、二〇
愛媛	愛媛縣知事	道路改良	愛媛縣松山市小栗町、竹原町、土橋町地内	"
"	愛媛縣知事	道路改良	愛媛縣周桑郡小松町、新居郡水見町地内	"
德島	德島縣德島市長	道路新設	德島縣德島市庄町地内	"
京都	京都府京都市市長	道路改良	京都府京都市上京區上賀茂石計町、上賀茂糠田町、上賀茂櫻井町、上賀茂高繩手町、左京區下鴨半木町地内	七、二五
群馬	群馬縣前橋市長	道路改良	群馬縣前橋市北曲輪町地内	"
富山	昭和電力株式會社	電氣裝置並に道路改良	富山縣東礪波郡上平村地内	七、二一
茨城	茨城縣知事	排水路改良	茨城縣稻敷郡柴崎村、長竿村、源清田村地内	八、五
栃木	栃木縣知事	道路改良並に水路付替	栃木縣河内郡大澤村地内	"
三重	三重縣知事	道路改良	三重縣津市大字刑部地内	"
大分	大分縣大分市長	道路改良並に新設	大分縣大分市大字大分、大字三芳地内	"
岐阜	岐阜縣知事	道路改良	岐阜縣益田郡下呂町地内	八、八
和歌山	和歌山縣和歌山市市長	道路改良	和歌山縣和歌山市岡町、西釘貫町二丁目、東布經町一丁目、一筋目地内	"
東京	東京高速鐵道株式會社	停車場出入口新設	東京府東京市芝區新橋二丁目地内	"
福島	東信電氣株式會社	電氣裝置	福島縣河沼郡新郷村、登世島村、耶麻郡山郷村地内	"
岐阜	岐阜縣大垣市長	道路改良	岐阜縣大垣市高屋町地内	八、一二
和歌山	和歌山縣知事	道路新設	和歌山縣西牟婁郡田並村、有田村地内	八、一七

◎ 土木地方債許可概要

許可月日

許

可額

目的

國體名

道府縣

七、一

一〇八、六〇〇

災害土木復舊費

大分縣

七、三

八五、〇〇〇

指定府縣道改修費

石川縣

〃

一〇二、〇〇〇

海面埋立費

山口縣

〃

二五、〇〇〇

河川改修費

香川縣

〃

二六四、四〇〇

道路改良費

德島縣

〃

四九、二〇〇

災害復舊費

山梨縣

七、四

一五〇、〇〇〇

砂防費

〃

七、八

三〇、〇〇〇

中小河川荒川改修費

〃

〃

九、〇〇〇

砂防工事費分擔金

山口縣

〃

二五〇、〇〇〇

道路改修費

〃

〃

四五、〇〇〇

橋梁架換費

岡山縣

七、一四

二七、〇〇〇

吉井川上流改修費

茨城縣

〃

九九、〇〇〇

災害救濟土木及應急事業費

奈良縣

〃

七五、〇〇〇

都市計畫街路擴築事業費

鳥取縣

〃

一二五、〇〇〇

砂防工事費

香川縣

〃

一二、六〇〇

河川改修費

長崎縣

〃

三二、〇〇〇

國道改良費負擔金

大分縣

〃

三八、〇〇〇

河川改修並砂防費

〃

〃

三五〇、二〇〇

道路橋梁改修費

〃

〃

一一二、五〇〇

防空道路防空公園綠地費

戶畑市

〃

一五〇、〇〇〇

上水道擴張工事費

門司市

七、一八

一二九、〇〇〇

道路橋梁改築費

山梨縣

〃

三〇、〇〇〇

高田川下流改修費

奈良縣

法

令

一五五

七、一九	二四、九〇〇	砂防費	愛媛縣	千重縣
"	一六八、〇〇〇	道路改良費	"	山口縣
"	一〇八、〇〇〇	分擔修費	"	山重縣
"	一五〇、〇〇〇	水道量水器設備費	津市	三重縣
"	八〇、〇〇〇	都市計劃道路改修費	下關市	山口縣
"	六〇、〇〇〇	工業學校建築費分擔金並通	鳴尾村	兵庫縣
"	七五、二〇〇	都市計劃街路事業費	下呂町	岐阜縣
七、二一	四、八〇〇	上水道	香川縣	岐阜縣
七、二四	三〇、〇〇〇	砂防費	德島縣	山口縣
"	四五、〇〇〇	勝浦川改修費	下關市	山口縣
七、二五	一七、〇〇〇	道路鋪裝負擔金	北海關	山口縣
七、二八	一九三、〇〇〇	災害土木復舊費	北宮道	山口縣
"	五四、〇〇〇	北上川管理維持分擔金	福井縣	福井縣
"	一七、五〇〇	高濱漁港修築費	"	"
"	一四、七〇〇	三國港修築費	島根縣	島根縣
"	一八、〇〇〇	産業開發道路及縣道改修費	岡山縣	岡山縣
"	二二二、三〇〇	災害土木費及同補助費	島根縣	島根縣
"	一一〇、〇〇〇	道路改良費	"	"
"	二四七、四〇〇	災害復舊費	佐賀縣	佐賀縣
"	一九、〇〇〇	災害復舊費	鹿兒島縣	鹿兒島縣
"	一〇、〇〇〇	阿久根港修築費	下關市	山口縣
"	二二五、〇〇〇	港灣修築費分擔金	太田村	山口縣
"	六九、〇〇〇	都市計畫街路事業費	深江村	山口縣
"	二五、〇〇〇	船溜設備工事費		

○自動車交通專業法に依る申請に對する處分

自動車運輸事業

道府縣	區	間	計畫の種別	申請者	處分の種別
神奈川	横須賀市公郷、同市内川新田間	延	長	湘南電氣鐵道株式會社	免許
"	浦賀町大津西竹澤、横須賀市公郷間	"	"	"	不免許

○軌道法に依る申請に對する處分

北海道

湧別軌道 運輸營業廢止許可暨會社解散決議認可

湧別軌道株式會社申請に係る湧別至丁寧間業務不振に陥り拓殖軌道として補助金を受けること能はざるに至りたるを以て軌道運輸營業を廢止し、會社解散の決議を爲さむとするの件は運輸營業廢止は昭和十四年九月一日迄に實施するものとし八月一日監第二五四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

岩手縣

花巻溫泉電鐵 營業證書記載事項並元利支拂豫算變更認可

花巻溫泉電氣鐵道株式會社申請に係る日本興業銀行償還金殘額二十六萬圓に對し利率を引下げ償還期限延長に關する件は七月二

八月十一日内務、鐵道兩省打合により協議決定せるもの左の如し。

十五日監第二三二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京府

東京市電 軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先軌道假設物は東京高速鐵道株式會社の工事遅延の爲其使用期限を昭和十四年十月三十一日迄とする變更の件は七月十九日監第二三〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 工事方法變更認可

東京市申請に係る小石川區柳町停留場安全地帯位置は事故を惹起すること頻繁なる事情なるに鑑み、前方に移動し、尙車道幅員保持の爲め鐵柱を移轉せむとするの件は七月十八日監第二三〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京王電軌 電氣工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る横山變電所の廢止、及び變壓器受電側の「タツプ」を二二、〇〇〇「ヴォルト」に變更並器具機械を高轉變電所に移轉使用せむとするの件は七月二十七日監第二四〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京王電軌 車輛設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る電動「ボギー」客車五十六輛に施設したる折疊踏段裝置は運轉上の都合に依り連結車輛の昇降口踏段を係員に車外より操縦せしめる爲追加施設せむとするの件は七月二十八日監第二四一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

石川縣

金澤電氣軌道 野々市停留場保安設備變更認可

金澤電氣軌道株式會社申請に係る松金線自松住至金澤間野々市停留場の聯動裝置は金澤起點より軌條の右側に存置しありたるを今回左側に變更せむとするの件は七月十九日監第二二六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

金石電氣鐵道 舊有貨車讓受使用認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る鐵道省所屬車輛形式ワ一號及びト一號車輛番號四、一一一號及び九八九號の二輛購入使用せむとするの件は八月十四日監第二六八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

静岡縣

駿豆鐵道箱根遊船 鐵道抵當權設定認可(第六順位)

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る舊債償還の爲、鐵道、軌道及自動車交通事業に屬する一切の財産を以て組成したる各財團並に財産外の所有不動産並に船舶を抵當とし、株式會社日本興業銀行並に鴻池信託株式會社より(辨濟期限は昭和十六年六月二十日年利六分)金貳拾貳萬圓借入せむとするの件は八月一日監第二二三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

三重縣

東邦電力 軌道及軌道敷設權を神都交通株式會社に讓渡

許可

東邦電力株式會社並に神都交通株式會社申請に係る神都宇治山田方面に於ける交通は東邦電力、神都乗合及神都交通の三者が分割對立の營業に屬するも輸送との圓滑と經營の合理化を期せむが爲東邦電力株式會社所屬軌道の自山田至外宮前自外宮前至猿田彦神社前自猿田彦神社前至内宮前自中山至二軒茶屋自二軒茶屋至二見自前田至二軒茶屋自錦水橋至會社前自會社前至山田自豐川町至浦田町間の軌道並に軌道敷設權を神都交通株式會社に讓渡せむとするの件は七月二十八日監第二六二二號を以て許可せらる。

「参考」(東邦電力株式會社並に神都交通株式會社に對し、昭和十

四年七月二十八日監第二六二二號を以て、東邦電力所屬軌道並に軌道敷設權を神都交通に譲渡の件、昭和十四年八月三日官報にて公告)

京都府

京都市營 出町線一部營業休止延期許可

京都市申請に係る出町線自東京區河原町通今出川青龍町二六二至同區同町同二三四間軌道運輸營業は休止期限を昭和十六年三月末日迄とし七月十九日監第二三二六號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

京阪電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京津線山科川橋梁の橋桁上及び橋梁前後の線路勾配變更の件は八月十日監第二五八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る南北線渡邊橋、信濃橋間の道床、軌道面の鋪裝及枕木に關する工事方法變更の件は七月十九日監第二三二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 車輛設計變更認可

大阪市申請に係る普通ボギー式電動客車四十輛の車輛に一時取付の鋼板製車體外板を木製外板に變更の件は七月十九日監第二三

二四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 (高速軌道) 軌道工事竣功期限延期許可並假設

物使用期限延期認可

大阪市申請に係る淀屋橋停留場に於ける南拱部及び中階部仕上軌道工事並に假設物たる車輛検査設備、乗降場部、南中階部の軌道工事竣功及假設物使用期限を昭和十四年十二月三十一日迄、本町停留場に於ける殘工事たる仕上工事の一部假設物たる中階部假仕切、乗降場一部の軌道工事竣功及假設物使用期限を昭和十四年七月三十一日迄に延長の件は七月三十一日監第二六二四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可並に認可せらる。

大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る野田線野田阪神電車前終點に電磁空氣式轉轍器轉換裝置の設置、場内信號機及出發信號機と聯動する爲めにするの件は八月十日監第二六一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 (高速軌道) 假設物設計變更認可

大阪市申請に係る施工中の高速電氣軌道第一號線中自北區芝田町一丁目五五至北區小深町四七間延長一八〇米〇七八の軌道中心線及港函工法一部變更の件は八月十日監第二六〇四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 停留場特別設計許可

大阪市申請に係る靱本町線内本町一丁目停留場を特別設計に變更の件は八月十日監第二五六號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る玉造停留場本線路の片側を撤去し、安全地帯を設置し、且つ渉線を變更せむとするの件は八月十二日監第二六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 假設物使用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る櫻井線久寶寺口、八尾間假線延長六九五米四五は府縣道枚方、八尾線の改築に伴ふ假設物使用期限延期の件は（昭和十四年十二月三十一日迄）八月三日監第二五八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪堺電鐵 道路擴築期限延期許可

阪堺電鐵株式會社申請に係る大阪市蘆原橋、堺市北公園間に於ける道路擴築期限延期の件は（堺市内を昭和十四年十二月三十一日迄、大阪市内を昭和十九年七月二十八日迄）七月二十八日監第二四一二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

阪堺電鐵 軌道工事方法變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る堺市三寶地内區劃整理事業と關聯し、堺市松屋元町より同市神南邊通四丁目に至る延長一、六三六米二の基面嵩上施工の件は（昭和十四年十二月三十一日迄に竣功）

七月二十八日監第二四一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 神崎川橋梁工事方法變更並假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る大阪府施行神崎川改修工事に伴ふ寶塚線神崎川橋梁工事施行の爲にする一部假設工事施行の件は（假設物使用期限を昭和十五年七月十七日迄）七月十七日監第一六一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 淀川橋梁工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る傳法線淀川橋梁沈下したるを以て桁扛上の件は八月十一日監第二六三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 淀川橋梁假設工事認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪市の希望に依り傳法線淀川橋梁に大阪市水道配水管を假添架の件は八月十一日監第二六三一號を以て内務、鐵道兩大臣認可せらる。

南海鐵道 上町線假設物使用期限延期認可

南海鐵道株式會社申請に係る上町連絡線假設物使用期限延期の件は（假設物使用期限を昭和十四年十二月三十一日迄）八月十四日監第二六六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

奈良縣

大阪電氣軌道 電氣工事方法認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る二上變電所の設備を變更の件は八月三日監第二六三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る八木變電所設備容量の復舊並に一、〇〇〇「キロワット」の新裝機器を設備の件は八月三日監第二六二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

阪神電氣鐵道 假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る溝橋第九十四號の水害應急假設物を延期せむとするの件は（昭和十四年十二月三十一日迄）八月十四日監第二六八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる

阪神急行電鐵 假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る昨夏の水害に際し、届出たる芦屋川橋梁纜足及停留場構内扛上其他假設工事の假設物使用期限延期の件は（昭和十四年六月三十日迄）七月十三日監第二二一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

山陽電鐵

須磨寺
境川間軌道線路及工事方法變更工事竣功期限延期許可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る自須磨寺至境川間線路及工事方法變更工事竣功期限延期の件は（昭和十五年十一月十三日迄）六

月二十日監第一七六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣

博多灣鐵道汽船 軌道運輸營業廢止許可

博多灣鐵道汽船株式會社申請に係る自福岡至津屋崎間軌道運輸營業廢止の件は（昭和十四年四月十五日迄に運輸營業廢止を實施するものとし）三月十五日監第六二二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

「參考」

（博多灣鐵道汽船株式會社に對し昭和十四年三月十五日監第六二一號を以て自福岡至津屋崎間軌道運輸營業廢止を許可したる件八月三日官報に公告）

朝倉軌道 假設工事方法變更認可

朝倉軌道株式會社申請に係る國有鐵道基山甘木線と軌道との平面交又施設工事に對し、尙交通安全確保の爲保安設備として、軌道列車の交又ヶ所通過に關しては總て鐵道省看守人の操作方法により又假保安設備は鐵道省之を施行せむとするの件は八月九日監第二五一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

朝倉軌道 軌道運輸營業休止許可

朝倉軌道株式會社申請に係る省線鐵道甘木線の開通後貨客の大部分は省線へ移行し、收支相償はす將來營業繼續は到底不可能にして然も本區間には九州乗合及兩筑産業の兩社旅客自動車經營中

に付一般旅客運輸に付ては充分活用補足せらるゝに付軌道營業廢止許可ある迄營業休止を爲さむとするの件は八月七日監第二六二八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

若松市營 軌道工事竣功期限延期許可

若松市申請に係る連歌濱支線工事竣功期限延期の件は（軌道工事竣功期限を昭和十四年七月二十六日迄）七月三日監第二二五四號を以て、内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

若松市營 鐵道省所屬貨車直通運轉認可

若松市申請に係る電氣軌道連歌濱支線運轉營業開始の上は本線

營業用貨車と同様の鐵道省所屬貨車及省線と直通する車輛を使用せむとするの件は七月三日監第二二五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

鹿兒島縣

鹿兒島市營 軌道客車設計認可

鹿兒島市申請に係る車輛一對の輪鐵内側距離一、四二九耗に變更、並に架空複線式を單線式に變更するに伴ひ電氣裝置四箇を二箇に減じ使用せむとするの件は七月十八日監第二二五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

逐條土地收用法資料

(一一)

高坂孝三

三、意見書ノ不提出ト出訴

(一) (大審昭和四年(オ)第一九二九號) 同五年五月二十八日言渡

(要旨) 土地所有者及關係人ハ土地收用法第二十五條ノ意見書ヲ提出セサル場合ト雖補償額ノ裁決ニ對シ通常裁判所

ニ出訴スルコトヲ妨ケサルモノトス

(判決理由) 土地收用法第四十一條ハ收用審査會ノ爲シ得ヘキ審査裁決ヲ限定シタルニ外ナラス即土地所有者及關係人ヨリ同法第二十五條ノ規定ニ基キ意見書ノ提出アリタル場合ニハ收用審査會ハ損失補償裁決ノ關係ニ於テハ一面起業者ノ申立ニ拘束